

平成31年

第1回市議会定例会 報告第1号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った市有財産貸付料請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (※)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ** ** (債務者)	189,240円 5,292円	平成30年12月4日	平成31年1月22日	平成31年2月1日
2	***** ** ** (連帯保証人)			平成30年12月19日	平成31年1月4日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。